建設業者団体 各位

令和6年能登半島地震の災害復旧における境界標識の保存について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

標記地震による被災地域において、今後、がれきの除去や倒壊家屋の撤去等の復旧作業が見込まれるところですが、当該作業に伴い土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鋲等の境界標識が破壊されるおそれがあります。これらの境界標識は、今後における各種復興作業を実施するに当たっても、土地の位置、境界を確認するために極めて重要な役割を果たすものであり、その重要性に鑑み、災害復旧作業地域においても可能な限り保存されるよう配慮する必要があります。

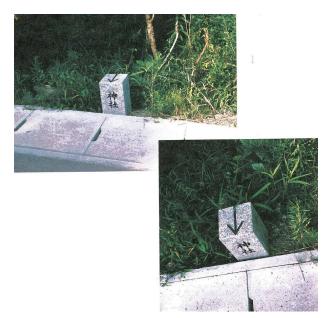
法務省民事局民事第二課から、この趣旨を踏まえ、関係作業機関等へ下記につき 周知を図るよう依頼がありましたので、共有差し上げます。

【周知内容】

倒壊・滅失した建物の敷地の整理を行う場合には、土地に境界石、コンクリート杭、金属鋲などが埋設されていないかどうか注意してください。

これらは、土地の境界を示す「境界標識」の可能性があります。(別添参照) 境界標識は、土地の境界を特定するために役立つもので、紛争の予防・解決の 決め手となることが多く、今後の復興作業のために、可能な限りその保存が図ら れるように配慮をお願いします。

参考

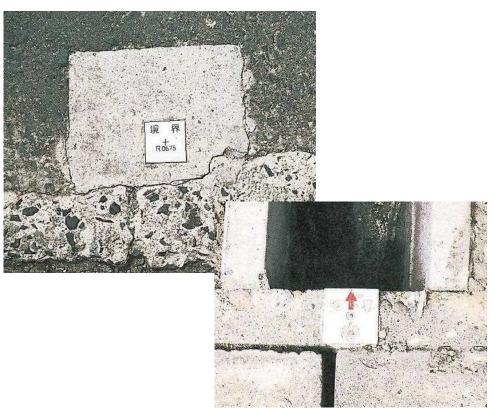


石杭





コンクリート杭



金属標